

清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価についての
汚染物質に係る評価優先順位の考え方について

平成18年 5 月
厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

- 1 . 清涼飲料水に含まれる48物質のうち、どの物質を優先して評価すべきか、厚生労働省の意向はどうなっているのか。

今回諮問した汚染物質48項目は、水道法と食品衛生法の双方における取り扱いに応じて、以下の4カテゴリーに分類できると考えており、この分類に基づく優先順位は、別表のとおり。

- (1) 水道法の水質基準が定められているものであって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がないもの
 - (2) 水道法の水質基準が定められているものであって、かつ、食品衛生法の清涼飲料水(ミネラルウォーター類等を除く。)又はミネラルウォーター類のいずれかの基準がないもの
 - (3) 水道法の水質管理目標が定められているものであって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がないもの
 - (4) 現行の食品衛生法で、清涼飲料水の基準が定められているもの
- 2 . 食品安全委員会の答申後、厚生労働省は清涼飲料水にどのような管理措置を講ずるつもりなのか。
- 1) 現行の食品衛生法における清涼飲料水の化学物質の基準は、原水を対象としている。
 - 2) ミネラルウォーター類については、製造過程を経ても、製品は原水の品質を保持しており、原水と製品の違いが少ないと考えられること、昨今の輸入ミネラルウォーター類の著しい増加に対応するため、原産国の原水を確認するのではなく、製品で規格基準を満たしていることを容易に判別できるようにすること、から原水の基準から製品の基準とすることを検討してきた経緯がある。
 - 3) なお、清涼飲料水(ミネラルウォーター類等を除く。)は様々な副原料があり、成分分析や幅広い種類の製品に一定の規格基準を適用することの困難さなどから、最終製品ではなく原水に基準をおいているが、規制対象物質の摂取量を抑制するという趣旨からは、最終製品に対する基準とすることは考慮されるべき課題である。
 - 4) 清涼飲料水(ミネラルウォーター類等を除く。)の管理措置のあり方については、今後、リスク管理機関において検討を続けて参りたい。

(別表)

優先順位	区分 ()内は項目数	項目
1	有機物(8)	四塩化炭素、1,4-ジクロロベンゼン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン、ベンゼン
	消毒副生成物(10)	臭素酸、クロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロ メタン、ブromホルム、クロ酢酸、ジクロ酢酸、トリクロ 酢酸、ホルムアルデヒド、総トリハロメタン
2	無機物(2)	セレン、砒素
3	無機物(4)	アンチモン、ウラン、ニッケル、亜硝酸性窒素
	有機物(7)	1,2-ジクロロエタン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2- トリクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、1,1,1- トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル
	消毒剤(4)	亜塩素酸、塩素酸、二酸化塩素、塩素
	消毒副生成物(2)	ジクロロアセトニトリル、抱水クロラル
4	無機物(11)	カドミウム、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、銅、 マンガン、バリウム
総計	48	